

関 係 各 位

貿易管理システムのメンテナンス作業に伴う一時運用停止に係る対応について

貿易管理サブシステム（以下、「同システム」という。）がサーバ等の機器更改に伴うメンテナンス作業のため、下記の期間運用を停止することから、停止期間中に同システムを利用した輸出入申告及び税関における照会等の作業は行えないこととなります。つきましては、同システムを利用した申告を予定されている場合は、同システム停止期間を極力避けて申告いただけますようお願いいたします。

また、同システム停止期間中に、停止前に取得済みの電子ライセンスを使用する申告を行う必要がある場合につきまして、税関における関税法第70条に基づく確認方法は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 同システム停止期間

平成27年6月20日（土）00:00 ～ 平成27年6月21日（日）08:00

2. 停止期間中における輸出入通関の手続き方法

- ① 同システム停止時間までに、「JTS 電子ライセンス情報照会」により、当該申告に係る承認証等を書面に印刷してください。
- ② 輸出入申告事項登録の際、「輸出（入）承認証番号等」欄に当該申告に係る「電子ライセンス番号」及び、「識別コード」欄に同システムを利用しない場合に準じた次のコードを入力してください。
 - ・「FENO」：外国為替及び外国貿易法第48条第1項許可番号の場合
 - ・「ELNO」：輸出承認証番号の場合
 - ・「ILNO」：輸入承認証番号の場合
 - ・「JKAK」：事前確認番号の場合
- ③ 前記①にて印刷した書面及び、同システム停止対応通達に定める別添（注）「電子情報処理組織が運用を臨時に停止している間に行う通関の記録」（別添2参照）に貨物内容を記載の上、税関へ提出してください。ただし、同システム停止対応通達に定める別添様式については、裏書きを要しない包括の承認証等の場合は提出不要です。
（注）「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて（輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号）」の別添であり、今回はこれを準用した運用となります。
- ④ 前記③にて提出された承認証等については、税関での裏落し作業等終了後、返還いたしますので、速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課に提出してください。

3. その他

詳しくは、NACCS掲示板をご覧ください。<http://www.naccscenter.com/>

【添付資料】（別添1）NACCS掲示板

（別添2）システム停止対応通達 別添

【問合せ先】 輸入：東京税関業務部通関総括第2部門
（電話：03-3599-6338）
輸出：東京税関業務部通関総括第4部門
（電話：03-3599-6341）

[TOP](#)[NACCSのご利用方法](#)[申込手続 \(NSS\)](#)[NACCS業務仕様・関連資料](#)[よくある問合せ](#)[TOP](#) > [組織](#) > [経済産業省](#) [貿易経済協力局](#)[TOP](#) > [分野](#) > [海上](#), [航空](#), [関係省庁](#), [共用](#), [システム停止関連](#)

貿易管理サブシステムのメンテナンス作業に伴う一時運用停止について

2015年6月5日

貿易管理サブシステムは、サーバ等の機器更改に伴うメンテナンス作業のため、下記の期間運用を停止します。

平成27年6月20日(土) 00:00 ~ 平成27年6月21日(日) 08:00

停止期間中、外国為替および外国貿易法(外為法) 関係業務(申請、裏書等)は実施できません。

このため、貿易管理サブシステムの電子ライセンスを用いた輸出入申告業務も実施できません。

なお、停止期間中であっても、書面ライセンスによる輸出入業務は実施可能です。

停止期間中に貿易管理サブシステムの電子ライセンスを用いた輸出入申告業務等を行う予定がある場合は、以下にお問い合わせください。

経済産業省貿易管理課システム管理係

tel: 03-3501-0538 (平日9:00~17:00、6/20(土) 9:00~17:00)

ご利用のお客様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

[この揭示板について](#) | [個人情報の取り扱い](#)

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)ヘルプデスク



TEL : 0120-794550 (044-520-6270)



FAX : 0120-794529 (044-520-6259)

Copyright © 2013 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 All Rights Reserved.

別添

電子情報処理組織が運用を臨時に停止している間に行う通関の記録

輸出許可（輸出承認・輸入承認・確認）番号：

税関申告番号 申告年月日	*1 商品 番号	商 品 名	*2 送状数量 [単位]	送状金額 [単位] 値 建	通関数量 (船積数量) [単位]	*2 通関金額 [単位]	*3 積出港	備 考	通関年月日 税関記名押印

注 (1) * 1 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合、輸出許可又は輸出承認の商品が記載されている欄の番号を記載すること。輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。
(2) * 2 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合は記載不要。
(3) * 3 : 輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。